

## 日常生活用具の貸与について

目 的	ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。
対象者	市内に居住するおおむね65才以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみ世帯の方等。
品 目	○緊急通報装置 ※原則、NTTアナログ固定電話に設置します。 ※光回線やIP回線などの他回線については、条件付きで設置可。
利用方法	地域の民生委員・児童委員を通じて申請書を地域共生推進課に提出してください。市で調査のうえ、貸与の可否を決定します。
費 用	所得に応じた費用負担が必要です。 ※(今年度は990円/月) 改定される場合があります。

### <費用負担基準表>

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	生計中心者の最新の市府民税賦課決定額が非課税世帯	0円
C	生計中心者の最新の市府民税賦課決定額が 均等割課税のみの世帯	0円
D	生計中心者の最新の市府民税賦課決定額が 均等割に所得割が加算されている世帯	全 額

※ただし、7月1日を基準日とし、上記負担額を適用するものとする

※泉佐野市では、在宅の高齢者を対象に短期間（原則1週間）無料で車いすの貸与をおこなっています。希望される方は地域共生推進課へ申請してください。